

＼ 新婚世帯の皆さんへ /

# 龍 郷 町

## 結 婚 新 生 活 支 援 事 業

はじまりました。

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る

新居の家賃や引っ越し費用等を最大 **60万円** 支援します！

### 対象の世帯

- ・ 令和5年3月1日～令和6年3月31日の間に結婚したご夫婦
- ・ 婚姻日における夫婦のいずれかの高い年齢が **29歳以下** の場合は **60万円**
- ・ 婚姻日における夫婦のいずれかの高い年齢が **39歳以下** の場合は **30万円**
- ・ 夫婦ともに補助を受けた日から3年以上龍郷町に居住すること
- ・ 前年度の世帯所得が **500万円未満** など ...

※世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満の場合も対象。

※結婚を機に離職または転職した場合、当該者についての所得はなしとして算出。



### 補助の対象

- ・ 新規の住宅取得に係る費用
- ・ リフォーム費用
- ・ 住宅賃貸費用
- ・ 引っ越し費用
- など...



### 申請に必要な書類

1. 夫婦の住民票の写し
  2. 夫婦の記載のある戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)
  3. 夫婦の前年の所得証明書
  4. 夫婦の町税等納税証明書及び納付証明書
- ※1、2、3、4については、同意書に署名捺印があれば添付を省略することができます。  
ただし、3、4については、申請日に属する年の1月1日現在、本町に住所を有する場合に省略することができます。
5. 当該奨学金の返済額が分かる書類の写し
  6. 新居の家賃、引っ越し費用等に掛かる領収書 など...

### 問い合わせ先

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地

龍郷町役場 子ども子育て応援課

TEL : 0997-69-4555

MAIL : kosodate@town.tatsugo.lg.jp

〈 龍郷町公式ホームページ 〉

ホーム > くらし > 生活環境 > 住まい

「結婚新生活支援事業について」